

グリーンファイナンスに関する検討会の今後の方向性について

1. 背景及び目的

- パリ協定や生物多様性条約に基づく合意等の中では、それぞれの目標の達成のために、公的資金のみならず民間資金を含めた資金を動員することが定められており、また、さらに、昨年の COP28 で採択されたグローバルストックテイクに関する決定文書の中では民間金融の重要性やそれに向けて政府が環境整備を強化していくことの必要性が述べられている。この様に、環境分野における民間金融の役割は国際的にも近年重要性を増しており、今後の更なる資金動員に向け、環境整備のあり方について検討していくことが重要である。
- 環境省では、2016年度よりグリーンボンド等の国内実務指針の策定・改訂を目的とした有識者検討会を設置し、国際資本市場協会等の定める国際原則に基づいたガイドラインの策定等を通じ、市場のインフラ整備を行ってきた。
- グリーンファイナンス市場については、有識者検討会設置当初と比較して市場規模が拡大し、当初の市場拡大という目的を一定程度満たしつつあるものの、新規の資金調達者数の伸び悩み、サステナビリティ・リンク・ボンドやローン、インパクト投資・ファイナンス、トランジションファイナンス等の新たな金融商品や考え方の登場・発展、また、投資家・金融機関が近年商品のラベルのみではなく投融資がもたらす実際の環境改善効果（インパクト）の重要性を訴えるようになってきている等の新たな課題や変化が見られ、市場の更なる発展に向けてはそれらへの対応が必要となっている。
- 今後の検討会では、これまで通り必要に応じてガイドラインの改訂を行うとともに、上記のような背景に鑑みて、当初の市場拡大という目的に加え、更なる市場の質の向上を目指すことも目的とし、市場の調査・分析に取り組みつつ、市場の更なる発展に向けた課題や当該課題への対応の在り方について、幅広く議論していくこととする。
- その際には、これまでの国際動向の国内への取り込みという役割に加え、ガイドライン策定にあたり海外機関等と調整してきた経験も生かしながら、日本の取組の海外発信や、国際イニシアティブ等への施策打ち込みにも積極的に取り組んでいく。

2. 議題（案）

- グリーンファイナンス市場の更なる発展に向けた課題について
- 課題に基づき考えられる施策や対応の在り方について
- （必要に応じて）ガイドラインの改訂、グリーンリスト WG からの報告、等

3. 委員

- 金融関係の実務や調査・分析に携わる市場関係者・アナリスト・エコノミスト・有識者等の 15～20 名程度の委員の招聘を想定している。

4. 想定スケジュールとテーマ（案）

第1回：11月下旬

- グリーンファイナンス市場の現状
- グリーンファイナンス市場の更なる発展に向けた課題の特定

第2回：2月

- 特定した課題に基づき考えられる施策や対応の在り方について

第3回：3月

- グリーンリストに関するワーキンググループからの報告

(以上)